

一般財団法人中国ゴルフ連盟 会員規程細則

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人中国ゴルフ連盟（以下、「連盟」という）の会員規程第11条に基づき、会員規程第10条第4号に定める会員としてふさわしいものと認められない団体又は個人に関し、以下のとおり定める。

(会員としてふさわしいものと認められない団体又は個人)

第2条 会員規程第10条第4号に定める会員としてふさわしいものと認められない団体又は個人には、以下に該当する場合が含まれるものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業・団体
- (6) 総会屋等
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (8) その他、上記(1)ないし(7)に準ずる者
- (9) 暴力団員等(上記(1)ないし(8)のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (10) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (12) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (13) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (14) 入会時において、上記(1)ないし(13)に関し、虚偽の申告をしていたことが判明した場合
- (15) 当該個人又は団体が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて連盟の信用を毀損し、又は連盟の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他上記①ないし④に準ずる行為

(改 廃)

第3条 この規程細則の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

この規程は、平成 31年 4月 9日から施行する。